

意見書

平成27年7月29日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部消費者行政課 宛て

郵便番号 〒107-0052

住所

東京都港区赤坂 1-14-5 アークヒルズエグゼクティブタワーN811

団体名称：一般社団法人新経済連盟

代表者：三木谷浩史

電話番号 050-5835-0770

「「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	項目	ページ	該当部分	意見	理由
全体		—	—	<p>本ガイドラインの策定については十分に議論すべきであり拙速に決めるべきではない。仮に策定するとしても、ドローンに限定しないものとしていただきたい。</p> <p>※これ以降の意見については、仮にガイドラインが策定されるのであれば、という条件のもとにおける意見</p>	<p>プライバシーや肖像権の侵害は、ドローンによる撮影以外（たとえばスマホによる撮影など）でも起こり得るものである。また、ドローンを利用すれば、通常予期しない視点から撮影が可能とあるが、それはヘリなどによる空撮の場合であっても同じであり、安価で簡便な方法という点についても程度の問題にすぎない。したがって、ドローンについてのみ、あえてこのようなガイドラインを策定する意義が乏しい。それどころか、このようなガイドラインを策定することにより、ドローンが常にプライバシーを侵害するものであるといった誤解を生じさせたり、ガイドラインの記載内容によっては委縮効果を生じさせたりするなど、かえって利活用を阻むおそれがあるため。</p>
全体		—	—	<p>本ガイドラインにおける「撮影」という用語について、ドローンの操縦のために必要なカメラの作動であって録画していないようなものについては、「撮影」に含まれないことを明確化していただきたい。</p>	<p>本ガイドラインは撮影した映像をインターネット上で公開する場合を念頭に置いたものであり、ドローンの操縦に必要なカメラの作動であって録画していないような場合まで「撮影」に含むとの趣旨ではないと考えられる。しかしながら、原案によると「撮影」という文言に限定がないためそのような場合まで「撮影」に含まれると解釈される余地があり、その結果としてドローンの活用に支</p>

					障が生じるおそれがあるため。
2	2	P5	土地の所有権は、民法の規定により「その土地の上下に及ぶ」ため、他人の土地の上空でのドローンの飛行は土地所有者の許可が必要となる。	当該記載を削除されたい。	民法上の土地所有権との関係については、プライバシーの問題とは直接の関係がなく、御省が作成される本ガイドラインに記載する必要はないと考えられるため。
3	1	P8	1 住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮すること ※2-2 (P6) にも同様の記載あり	以下のとおり記載を修正されたい (下線部が追加部分) 1 <u>不必要に</u> 住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮すること	原案によると、住宅の敷地内で所有者の同意を得て撮影する場合や、ドローンの操縦のためにカメラが作動している場合にたまたま住宅地内にカメラが向いたような場合まで適切でない撮影態様に含まれるとの解釈をされる余地があり、ドローンの活用に支障が生じるおそれがあるため。
	1	P8	特に、高層マンション等の場合は、カメラの角度を水平にすることによって住居内の全貌が撮影できることとなることから、高層マンション等に水平にカメラを向けないようにすること。	以下のとおり記載を修正されたい (下線部が追加部分) 特に、高層マンション等の場合は、カメラの角度を水平にすることによって住居内の全貌が撮影できることとなることから、 <u>不必要に</u> 高層マンション等に水平にカメラを向けないようにすること。	上記意見と同趣旨